

2020年12月18日

令和2年12月16日から的大雪による災害にかかる 災害救助法の適用について被災された皆様へ

LASHIC少額短期保険株式会社

このたびの災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。
弊社では、下記相談窓口にてご契約者様からのお問い合わせ、ご相談などを承っておりますのでご案内申し上げます。また、災害救助法適用地域のご契約者様を対象に、下記の特別処置を実施いたします。これらの処置の適用をご希望のお客様は、下記相談窓口までお申し出ください。

記

令和2年12月16日から的大雪による災害にかかる災害救助法の適用について

<災害救助法適用地域の特別処置について>

- 1.保険料払込猶予期間の延長お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料の払込を猶予する期間を6ヶ月延長いたします。
- 2.保険金・給付金の請求手続きの簡素化お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。
- 3.今回、災害救助法が適用された地域は以下のURL記載されております。なお、URLは適用地域の掲載であり、お問い合わせは、LASHIC少額短期保険株式会社【以下の連絡先】にお願いいたします。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※ お問い合わせは、下記相談窓口までご連絡願います。

◆相談窓口 :LASHIC少額短期保険株式会社

03-6712-6436

受付時間 8:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始休業期間を除く
